

参議院社会労働委員会会議録第十八号

昭和三十一年三月二十七日(火曜日)午後二時四十一分開会

委員の異動

三月二十七日委員森田義衛君辞任につき、その補欠として高木正夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 重盛 壽治君
- 理事 高野 一夫君
- 委員 山下 義信君
- 加藤 武徳君
- 草葉 隆圓君
- 榊原 亨君
- 寺本 廣作君
- 深川タマエ君
- 竹中 勝男君
- 山本 經勝君
- 藤原 道子君
- 田村 文吉君
- 長谷部ひろ君

- 國務大臣 小林 英三君
- 厚生大臣 小山進次郎君
- 房総務課長 衛生省公衆衛生局長 山口 正義君
- 厚生省医務局長 曾田 長宗君
- 厚生省業務局長 森本 潔君
- 厚生省保険局長 高田 正巳君

本日の会議に付した案件
○社会保障制度に関する調査の件
(新医療費体系に関する件)

○検疫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(重盛壽治君) それでははたまたまから社会労働委員会を開会いたします。

先に委員の異動を御報告申し上げます。三月二十七日付で森田義衛君辞任、高木正夫君選任、以上であります。

○委員長(重盛壽治君) 次に、小林厚生大臣の当委員会に対する不出席の件についてお諮りをいたします。

去る三月十五日の当委員会におきまして、小林厚生大臣が三月八日の当委員会に出席されなかつたことについて、厚生大臣から釈明し、陳謝の意を述べられたのでありますが、この問題に關しましては、委員長、理事にその取扱いを一任せられましたので、去る二十二日の委員長理事打合せにおきまして、その打ち合せをいたしましたのであります。

委員長理事打合せにおきましては、「厚生大臣の釈明、陳謝は一応これを了とするも、かくのごとき事態の起りましたことは、まことに遺憾であり、当委員会の審議に重大な支障を及ぼすものであるから、今後再びさようなことのないよう、厚生大臣に対し警告をい

たすべきである」との結論に達したのであります。

ここに委員長理事打合せの結果を御報告申し上げますとともに、委員長といたしましては、厚生大臣に対し、今後当委員会を軽視することなく、誠意をもって対処せられますよう警告をいたす次第であります。この際、厚生大臣の御所見を承わりたいと存じます。

○國務大臣(小林英三君) ただいま委員長の話み上げられました当委員会の御意見に対しましては十分に尊重いたしまして、今後善処いたしたいと存じます。

○委員長(重盛壽治君) 別に御発言もなければ、この問題はこの程度にいたしたいと存じます。御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(重盛壽治君) さよう取り計らいたいと存じます。

○委員長(重盛壽治君) それでは、政府提出の厚生省関係法案を順次審議を進めることといたします。

社会保障制度に関する調査の一環といたしまして、新医療費体系に関する件を問題に供します。本問題につきましては、去る三月十五日の当委員会におきまして、小林厚生大臣から、暫定的点教表改正案を中央社会保険医療協議会に答申を求められていることでありましたが、三月二十三日付をもって、文書によって答申

案の写しを添えて、これに基いて実施する旨の報告がありました。その資料はお手元に配付いたしてあります通りであります。この案について、厚生大臣から説明される点がありましたら、この際、御説明をお願いいたします。

○國務大臣(小林英三君) 新しい医療費の体系につきましては、私どももいたしましては、四月一日から発足いたしますことになっております。医療分業に不可分の問題でございまして、中央社会保険医療協議会に昨年十二月以来諮問をいたしておたのであります。先般も申し上げました通り、客観的情勢からいたしまして、四月一日の医療分業に間に合わないという見通しのもとに、暫定案につきまして答申を願っておたのであります。去る三月二十三日の夕刻に暫定点教表に対しまして答申案が出ましたので、参議院と衆議院の社会労働委員会に直ちに文書をもって御報告申し上げておいたのであります。本日これを御説明申し上げます。御了承を得たいと存じます。

それでは便宜上、高田保険局長から説明をいたすことにいたします。

○政府委員(高田正巳君) では私から御説明を申し上げます。暫定案の中身につきましては御説明を申し上げます前に、便宜上お手元にお配りしてございまして医療協議会の会長の答申書の中に詳しく書いてあります。審議の経過につきまして、一言御参考までに御報告を申し上げます。御

審議の資とさせていただきますと存じます。

その中に相当詳しく書いてございまして、三月九日に大臣から、新医療制度の実施に必要な限度の暫定的な点数表の改正について御検討をお願いしたいという要請を申し上げます。中央社会保険医療協議会におかれましては、そこに最初の方に書いてあります四つの柱といえますか、そういうふうなものに即したものがよくあるう、そうしてその原案の作成は公益代表委員に一つお願いをしたいというところが、全員の御意見としてまとまったわけでございます。

その四つの柱と申しますのは、そこに書いてございまして、一つは患者が医師の調剤を求めた場合も、薬剤師の調剤を求めた場合も、医療費に変化がないようにということでございます。今回の分業の趣旨は、患者の自由なる選択権を認めて法律が制定されておるわけでございまして、その趣旨に即して、どちらで調剤を求めた場合にも、患者の方からみまると、医療費に変化がないということが一つでございます。

それから二番目といたしましては、総体の医療費に変動を来さないことにも、各種の社会保険及び各種の医療機関の医療費に極力変動を来さないように配慮すること。三番目といたしましては、時期が切迫しておるので、本月の二十日ごろまでにはまとめたたい、まとめたければな

らないので、それでとうていこの広範囲の改正はできないから、そういう点も考慮して、現実にとまらざるような案を検討すること。

それから四番目といたしましては、将来この新しい医療費の支払点数表を検討いたします際に、そののじまになるようなものでないこと。大体この四つでございます。

それで、右意見に基づきまして、公益代表の今井委員が、お手元にお配りを出したような今井案をお出しになつたわけでございます。でこの案に対しては、そこに医師側、薬剤師側、保険者及び事業主側、歯科医師、被保険者、公益側、それぞれの立場からのいろいろな御批判がございまして、その御批判の内容はその中に相当詳しく書いてございます。それぞ

れの御批判は、ございましてけれども、しかし全委員の意見といたしまして、いずれにしてもあ一口に申せば、時日もないことであるし、これ以上の案はなかなか求めようとしても求められない。従つてその終りの五行目に書いてありますように、「しかしながら全委員の意見として今井案が新医療制度の実施に必要な点数表の改正に必要とされたと前記四条件をおおむね満たしているものであり、その苦心は多とするものである点が一致して表明された。」わけ

でございます。なお、その次に書いてございますように、各委員の意見はそれぞれそこに不満が表明されたような意見であるけれども、期日の関係もあるので、全委員の意見で、答申は会長に一任するということに一致をいたしましたわけでございます。それで会長といたしました

は、一番最後に書いてございますように、「新医療制度の実施に即応するための臨時暫定の改正点数表としては別紙今井案を実施することがやむを得ないものとする。」という御答申でございます。

それで、この御答申に対しては、医療協議会の全委員が一致してこれに御賛成に相なつたような次第でございます。

それで、かような御答申をいただきまして、私もそれといたしましては、これに即して実施の取運びをいたすことになりました。

さて、その案の内容でございますが、お手元でございますのは、一番上に「診療報酬点数表中薬剤料の部及び文書類の部を次のように改める。」これが二枚半となっておりますので、これがいわゆるお医者様の方の点数表の改正でございます。

この次に三枚であります。これは大体内容は同じでございますが、歯科医師関係のものでございます。それから最後の一枚が保険薬剤師さん関係のものでございます。三本になっておりますので、非常に複雑なように見えますけれども、なお書き方が非常にいろいろな場合を考慮してめんどろになつておりますので、繁雑でございます。御説明を申し上げますと、従来薬剤料としてお医者様に支払われておりましたが、分業によつて全部これが薬局に行つたりいたしますと、その中に、医師の潜在技術料が含まれておるわけでございますので、非常に不合理が起る。従つて薬剤料を分解いたしまして、処方料と、それから調劑

料と薬価そのものと、三つにこれを分けておりました。従つて薬局の処方料の場合にはお医者様には処方料を差し、調劑料と薬価とは薬局の方に支払う。医師が調劑をなさる場合には、この三つを合せてお支払いする、三つともお支払いする、こういうふうなことになるわけでございます。そうしてその処方料の高でございますが、従来の薬剤料の中に含まれておりました潜在技術料というものが、高い薬になればなるほどその潜在技術料も大きいという形に出来なつております。その現実の姿をくすまないように、薬価が高くなりますれば高くなります。ほど、処方料も高くなるという形をとっております。薬価が十五円以下の場合、しかもその薬価の区切り区切りが従来の点数表と同じ区切り方をしてございます。この薬価が十五円以下の場合には処方料は一点、薬価が三十円以下の場合には二点、五十五円以下の場合には二点、ずつと高くなる。いうふうな感じでございまして、高くなるにつれて処方料も増加するといふふうなきめ方がございまして、それは調劑料でございますが、これは〇・五点、これはお医者様の方には、ほかの支払いが全部点数でございますので、医者に對しては〇・五点、それから薬局の方に對しては、一番最後の紙に書いてございまして、六円、六円ということに金額で表示をされております。〇・五点にいたしても、六円にいたしても、新医療費体系に基づく点数表で私どもが考へて

おりました調劑料は七円でございます。それよりは低くきめられておるわけでございますが、これは現行の保険薬剤師の調劑料が二分まで八円といふことになつておまして、一日分が四円に當つております。

そういうふうな現状からいたしまして、その他にも暫定案でいろいろ不合理なところは残つておるわけでございます。その中で、一応漸進的な意味で六円あるいは〇・五点ということ、あまり理屈はないわけでございますが、試案をお作りになりました今井委員が中心になつて、関係団体といろいろ打ち合せをなさいまして、これは当然一部反対があつたわけでございまして、〇・五点、六円ということに相なつたわけでございます。

なお調劑料につきましては、その資料に書いてございますように、いろいろな劑型によつて調劑料が變つて参りますので、その劑型の区分あるいはそれらの比率というものは、現行の保険薬剤師の点数表と申すか、そういうふうなものに即しましてきめられておる次第でございます。

なお、大体以上のような筋でございますが、このきめ方といたしましては、この調劑料と処方薬劑料という二つのものに薬剤料が分類されておまして、今申し上げました薬価と処方料とは一本にまた合せて支払うという形をとっております。しかしながら、この中身は差引計算をして、もらへばすぐわかるというふうな形になつておる次第でございます。

それから、薬局に処方をお願いいたしました場合には、お医者

様は、その一枚目の最後の方に書いてあります二案でございますが、「上記以外の場合」すなわち下の欄、これが処方料に當るわけでございますが、これをお医者様にお支払いをするといふことになりまして、これは先ほど御説明を申し上げましたように、薬の一日分、二分分という量によつて、これの何倍かになりますし、またそこに書いてございますように、薬の金額が高くなりますことによつて多くなるわけでございますが、これがお医者様の手元に残りますので、従来の文書類としての処方せん料は除かれております。表現の仕方が非常に複雑になつておりますこと、それに説明があまり上手でないこと、あるいは十分に御理解をいただかなかつたかと存じますけれども、このいろいろのこと、た書いてございますこの暫定案の中身を要約して御説明申し上げますと、以上のようなことに相なると存じます。

○委員長(重盛壽治君) 何か御質疑がございましたら御発言願います。
○榎原亨君 この湯沢医療協議会長の御答申にもありますこととありますが、今度の暫定の医療費をおきめになります場合に四つの条件のうち最後の条件「新たに医療費体系の合理的改正を行うに當つて支障となるようなことのないようにすること」ということとあるのをごいしますが、今度厚生省が御答申にいたしますこの医療費の体系は、あくまでも暫定的でありまして、これが将来の医療費の体系をきめます場合に既成事実とならぬのでございませうか、なるのでございませうか、その点を一つお聞きいたします。

たいことが一点。

その次は、この暫定処置はいつごろまで続くお見込みであるか、大体物と技術を分けるということにつきまして、厚生省もあくまでも御主張になることだろうと思うのでありまして、その合理的改正を行われる見込みの期日はどれくらいのところを大体お考えになつていらつしやるかということが第二点。

第三点は、今回厚生省が御発表になりました新医療費体系というふうな、あの体系をまだいつまでもあのままを押し通して、これを一つのたたき台にして、新しい医療費の体系をきめるのだというふうな御主張が将来も続けられるのでありましようかどうかという、この三点について、承りたいと存じます。

○政府委員(高田正巳君) 第一点につきましては、これはあくまでも暫定案でございます、新しい合理的な点数表の基本的な改正につきましては、これが既成事実になつて、とやかくこれによって牽制を受けるということはないものと存じます。

それから第二点の、しからば基本的な点数表の改正はいつごろやるつもりであるかという御質問でございますが、これは先般の当委員会でも大臣が申されたかと記憶をいたしておりますのでございまして、医療協議会におきまして、そのところが非常に問題になりまして、これに対して厚生大臣は、いついつまでという時間を切ることは同協議会に対して大へんまあ失礼と申しますか、まあ自分としてすべきことでないように思うというふうなことを一度ばかり御答弁になりました

のでございますが、しかしそれはそうであるう、しかしながらそれは言うても大臣の希望というものはあるであらうというたまたまかけての御質問がございまして、それに対して大臣はそういうふうにおつしやるならば、私としては六月一ぱいくらいに御検討をお願いできれば仕合せであるという御答弁があったのでございまして、それまでにはできるだけ早くというお答えであつたのでございまして、その医療協議会におきます大臣の御答弁が、ただいまの意図を尽しているものと私は考へるのでございまして。

それから先般十二月にお出しいたしましたあの私どもの原案がどういう立場をとるかということでございますが、これも医療協議会でいろいろ御論議があつたわけでございまして、あの原案をそのまま継続して御審議をお願いしたいというのを申しているだけでございます、従つてあの原案を檢討して修正するとか、原案をのむというふうな形だけの御審議に限る必要はない、いろいろとあれを諮問の案として御審議をいただきます際におきましても、いろいろと関係者から試案というものが出て参る、それを皆で検討をいたすというふうなことも、これは審議会等におきましては十分行われることとございまして、さようなことがあつても別に差しつかへはない、あれを基本に、あれだけについて御検討をいたさうと、あるいはあれを御審議なさる過程におきましていろいろな立場の方々の御案が出て、それを一つ検討しようじゃないかということになりまして、それがしばらく検討されてそ

うして最後に、この原案とそういうものとのつき合せをしてみようかというふうな御検討の方法もいろいろあるわけでございまして、それらにつきましては、別に私どももいたしまして、いろいろな御審議の方法があるうということ、こたわつておらないのでございまして。

○補原君 一つごろまでにはできるといふ期日につきましては、大臣の希望でございますから、これは私どもは聞きおきただけであります。大体ほかの二点につきましては、ただいまの局長の御答弁は、すなわち大臣の御答弁と解してよろしうございませうか。その点厚生大臣から……

○国務大臣(小林英三君) 私の答弁も同じでございます。

○高野一夫君 ちよつと大臣に伺いたいのであります、この暫定案は、厚生省が案を作つてすでに協議会に諮問された結果の答弁ではなくして、先般の委員会でもお話しがございまして、山下委員からも追及があつたやうであります、全部投げかけてしまつて、協議会で案を作つてそれを厚生省に入れる場合、建白といひますか、何かの形で出された、こういうわけでありませうか。

ところで非常に急いでおられたのでありましようけれども、この協議会の今井案なるものをこの協議会がきめて厚生省に報告した、その材料をそのままのみにして告示しなければならぬか、その中にも不合理な点について少くとも所管官庁、責任者である厚生省において、多少なりともこれに手を加えて、訂正をし、修正をして告示する

ということをお考えにならなかつたかどうか、あるいは考えられてもその時間がなかつたものであるか、それともそういうことをすることは協議会に対して工合が悪いとお考えになつたのかどうか、その辺のことをまず最初に伺つておきたい。

○国務大臣(小林英三君) 協議会で御答申がありましたこの暫定案につきましても、厚生省といたしましても直ちに検討いたしました結果、暫定案として四月一日からスタートいたします。医療分業に適當なものである、暫定案としては適當なものである、これならやつていけるという考えのもとに了承することにしたわけでありませう。

○高野一夫君 保険局長は事務担当者としてこの案をこさいにお調べになつて、まあ暫定案だから仕方がないけれども、また私の質問も過ぎたことを申し上げてどうもおもしろくないけれども、ともかく後日のために伺つておきたいのですが、これをごらんになつて、これにはもはや手を加える必要がない、加えられない、こういうふうにお考えになつたのかどうか、二、三カ月のことだからこれでしんぼうできないことはいないじゃないか、こういうふうにお考えになつたのか、その点のあなたの方の事務責任者としてのお考えを伺いた

い。

○政府委員(高田正巳君) この暫定案につきましては、答申書の中にもありますように、各側の代表からいろいろ御不満の点があつたのでございませう。私どももいたしまして、この暫定案というものは決して筋の通つたといひますか、何と申しますか、私ども

が昨年の十二月に御提出を申し上げておりますような程度のまま筋の通つたものではない。いろいろと何と申しますか、理屈で申しますと、理屈の立たぬところが多分にあるというふうな私どもも考へておるわけでございませう。しかしながら、ただいま大臣が仰せになりましたように、暫定案としてはこれでやむを得ない。もしそれらを一々筋を立てようといひますと、結局非常に広範囲なところにも波及をして参るおそれもあるもので、そういうことをいたしておりました、時日の関係もございませうので、それはなかなかやれない。この暫定案の作成の経緯におきましても、まず現行のものと思つては一つのお思想が入つておられますけれども、あまりに違つたやうな結果になるということになりますと、この最初打ち立てられました四つの柱とのどれかに触れてくるというふうなこともございませうので、いろいろな関係の方々がそれぞれ譲り合つてお作りになつた経緯もございませうので、さような点をもあわせ考へまして、理屈としては、方々に理屈としては立たぬことがございませうけれども、暫定としてはこれが妥当である、かように考へた次第でございます。

○高野一夫君 しからばこまかいところで例を上げて私は保険局長と業務局長に伺いたい。

この処方調剤とかいろいろな考え方については、私はまことにこれは適正でない、合理的でない考え方だと思つて、しかしこれは全般的な構想でありませうから、こういう点について手をつけることは暫定措置として無理でありませうから、とやかくのことは申し

ませんが、たとえばこの調剤料については内服薬、その中に水剤、散剤、乳剤、丸剤、膠囊剤、などが〇・五点となっている。これをこの〇・五点についてはすでに各方面からいろいろな非難も出ておりますから、私は繰り返してごぞうく申し上げませんが、これも今井さんが何らかのお考えで立てられた案だろうと思ふけれども、この非常識な〇・五点をかりにのむといたしましても、この区分けのその次には浸煎剤が〇・七点となっている。ところがその〇・五点に該当するものの中には事実普通の水剤、散剤のほかに、乳剤、膠囊剤などというものは浸煎剤よりさらに複雑な技術を要するものである。しからばこの乳剤、膠囊剤というものは浸煎剤と同じ部類に区分けしなければならぬ、この点がどういふわけか、今井さんはしろうとであるからこれがわからなかったというならばわかるけれども、こういう点について、厚生省側の専門家が考えになつて、これに何らかの注意を与える機会がなかったか、あるいはこれは一つおかしから、この点は手を入れて修正しようじゃないか、こういうお考えを持ち得なかつたかどうか、この点について私は一点伺つておきたい。

○政府委員(高田正巳君) 御指摘のようには、〇・五点そのものにつきましても理窟の合わぬところがございまして、今高野先生が専門的に御指摘になりました剤型の区別によるそれぞれの調剤料の均衡につきましても、専門的に見るいろいろな検討をしなければならぬところがあると、私もしろうとで

はございしますが認めるわけでございませぬ。ただ現在の調剤の手数料が、この水剤、散剤、それから乳剤、丸剤、膠囊剤というものにつきましては、いづれも同じようにまあ二日分まで八円というきめ方をいたしておりまして、浸煎剤につきましては二日分まで十一円というきめ方をいたしておるわけでございませぬ。この際、これらにつきましてもそれぞれ剤型によるこの比率を再検討をいたすということもこれも一つのやり方でございますけれども、しかしもう基礎になつておられます〇・五点というものが、私どもが考えておられること、理窟と申しますか、過去の資料によりますと、この〇・五点というものがもう決して合理的なものとして申すわけではございませぬので、まあこの際は答申を重んじまして、従来の、現行の比率をそのまま取つて参りまして、こういうふうなきめ方を答申の方でなすつておられますので、それをそのままのみまして、これらについての検討は将来に譲りたい、こういうふうにご意見を承ります。高野先生の御指摘は十分に理のある御指摘と存じますけれども、今のような事情で、私どもとしましてはこの際これをそのまま実施してゆこうと、こういう決定をいたした次第でございませぬ。

○高野一夫君 先ほど榊原委員が、この暫定措置の内容が今後の既成事実になるようなことがないかあるかという質問をなすつた。それに対して、あなたもまた大臣が裏書きされた点においても、それは既成事実とはならぬというはつきりした御答弁があつたわけでありませぬ。ところでこの暫定措置のた

だいま私が一例を上げてお尋ねした点、これは現在の点数表がこういう区分けになつておる、こういうことがおもなる理由になつておると思ひます。ところで、この暫定措置なるものは、この内容を見ればわかる通りに、現行点数の改正でもなければ、新体系の修正でもない。全く新たな構想に出た暫定措置であるわけでありませぬ。そこで、現在の点数表の中にある部類分けを多少なりとも修正するということが私はできなかつたはずはなからうと思ふのです。しかし、それはすでに過ぎ去つたことでありませぬから、これ以上追及はいたしません。この点については、今後事務局の方でも十分一つ研究なさつて、こういうふうな部類分けについては、診療の方の項目にも同じようなことがあるかもしれませぬが、十分一つ検討なさつて、適正な部類分けと点数制度をお考えを願ひたい。それからこの処方、薬剤料というふうなものについての考え方は、私は全然違つた考え方を持っております。私、もはやこれについても質問はいたしません。こういうふうなことも、先ほどの榊原委員の御指摘になつたのと同様に、すでに既成事実となるような考え方にはならぬと思ひます。が、この処方薬剤料なるものは、処方せん料とか、文書料とかいふようなものならまだわかるのでありますけれども、これは無形の技術料であります。そこで、この無形の技術料が、診療料のほかに、診察行為なる技術料のほかに、あらためて処方薬剤料なる技術料がここに浮び出たといふことは、これは新しい考え方であるが、私は同意できないのだけれども、この点について

も、これがいいとか悪いとかは別問題といたしまして、今後既成事実としてこのことが重く将来に残らないようにお願いをしておきたいと思ひます。それはよろしくございませぬ。それからあのこまごましいことは申し上げませぬ。すでに六箇十菊みたいなもので、いくら質問したところで、告示になつてしまつたものでありますからお尋ねいたしません。各位の御了解を得まして、この新体系の暫定措置を利用して四月一日から分業実施になるにつれて、それを円滑ならしめる上について二、三疑問がございませぬので、あわせて一つ質問を御許願ひたい。

この暫定措置を病院、診療所、あるいは町の薬局で実施するにつけて、この今度改正されたる業事法では、医師が調剤する場合は、これは医師みずから調剤しなければならぬのであつて、現行みたいに薬剤師に代行させることを許されなくなつておる。しかも、その薬剤師は町の登録されたる正規の薬局でしか調剤を許されておらぬ。現在、病院、診療所の調剤は、医師の代理者として調剤してゐるので、薬剤師としての調剤行為ではないこと、これは業事法の二十二条、二十三條で明確になつてゐるわけで、それが四月一日からはその代りが許されないといふことになるわけでありませぬ。この点について、厚生省は適当な省令公布の方法なり何なりお考えになつてゐるかどうか、これを確かめておきたい。

○政府委員(森本潔君) ただいま高野委員の御質問ごもつともございませぬ。改正された業事法によりますと、

薬剤師は薬局でなければ調剤をしてはならぬ、ただし省令で定めた場合においてはこの限りではない、かように考へております。それで、現在薬局以外で調剤しておる場合は、天災事変等の場合において、薬局で調剤できない場合のみを施行規則の五十二條で認めさせていただきます。それで今後病院等におきましては、薬剤師は調剤できないといふことになりませぬので、さうな不便を取り除きますために、施行規則の改正をいたしまして、病院、診療所の薬剤師は、当該病院、診療所の医師または獣医師、歯科医師等が出しました処方せんに基づいてやる場合に限り、その病院、診療所の調剤所で調剤してもよろしい、こういう規定を設けるようにいたしております。目下手続を進めておりました、明日この施行規則を公布いたしました、四月一日から施行する、かような段取りにいたしておりますので、ただいまお話しのような支障は起らぬという考えでございませぬ。

○高野一夫君 その場合に、今度は病院、診療所勤務の薬剤師が初めて一人前の薬剤師になつて、薬剤師としての資格で調剤が許されるわけですが、それは病院、診療所外部からの処方せんは全然受けつけないといふことはただいまの御説明にあつたようでありませぬ、それははつきりした文章になつて、施行規則の条文なり何なり改正になるわけですね。それを確かめておきたい。

○政府委員(森本潔君) 条文でその趣旨を明らかにいたしております。ちよつと参考までに読み上げてみます

と、病院若しくは診療所で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は家庭診療施設で診療に従事する獣医師の処方せんにより、当該病院若しくは診療所の調剤所又は家庭診療施設において調剤する場合は、これを適用しない。」とあるのでございまして、病院、中略しまして、病院で診療に従事する医師の処方せんによつて、当該病院すなわちその病院の調剤所において調剤する場合は、その限りでない、かような規定になつておりました、その点明らかであると考へます。

○高野一夫君 わかりました。それじゃもう一つ保険局長に伺いますが、健康保険法施行規則の第五十条の前の項目が今度の業事法の二十二条と背反するように思ふのでありますが、この点について何らかお考えなり、処置なりおとりになつておるかどうか、その点を伺いたたい。

○政府委員(高田正巳君) この五十条は当然整理さるべき規定だと存じます。五十条、ことに第一項、その他の法律につきましても検討を要する点があるかも知れません。これは間に合ふように条文の改正をいたす予定であります。

○高野一夫君 最後に、もう一つ大臣に伺つておきたいと思ひますが、先ほど榊原委員の御質問に対する大臣の御答弁、保険局長の御答弁では、大臣の希望としては、六月一ぱいぐらひで暫定措置をおしまひにして新体系の基本的なものを作つてもらいたたい、こういうようなことでもありまして、これは私の質問に対しても、前回の委員会において御答弁があつたところであります。この点について厚生省はあらゆる

障害を排除して、いかなる政治的情勢が起りましようとも、この線に沿つて極力推進していくという確固たる腹をお持ちであるかどうか、その点をお伺ひしておきたい。これは協議会の方の考へ方でありまして、協議会の方として、六月に間に合ふなかつたから七月、七月に間に合ふなかつたから八月、九月だ、こういうことになつてしまつたら仕方がない。こういうことになつてもいいけれども、それでは困るのであつて、やはり責任者の厚生省としてはつきりした一つの腹をお持ちを願わなければならぬ。いかに、この暫定措置、この不完全な暫定措置で、医師も薬剤師も歯科医師も医業分業に突入しなければならぬ、この事態を考へました場合には、一日も早く基本的のものに移らなければならぬ、移らせなければならぬという考へは、厚生省としてお持ち願わなければならぬ。いかに、従つて確固たるさよなな腹をもつて協議会にお臨みになる覚悟であるかどうか、これを私は最後に伺つておきたい。

○国務大臣(小林英三君) 今御説明申し上げております暫定点数表というもの、あくまでも暫定的なものでございまして、厚生省といたしましては、できるだけ近い将来におきまして根本的な新しい点数表を設けたい、こういう意図には少しも差りありません。

○山下義信君 この暫定表は本日正式に御報告に接しましたのでありますから、われわれ社会党といたしまして十分検討をしてみなければ、暫定案に對しまする態度をここで申し上げるわけにはいかないと思ひますが、

しかし私個人の考へといたしましては、非常に不完全で、非常に不合理なもので、はなはだ不適當な案であるという感じがいたします。そのことだけは、社会党側の選出の社務委員として申し上げておかなかつたらぬと思つて、私も申すまでもなく、政府みづからが不合理な不完全な案でございまして、真論のなかりであります。多く論評する価値がない。その不合理なものの中の最も不合理なるものは、たとへば暫定的であると言つても医業分業に適應する医療費としては、医と薬と分けなくちゃならぬ、この暫定表の不合理中の不合理なるものは、医と薬と分けたふりに見せておいて分けてないところがきつめて不都合である。一体何だ、この暫定表は、言いかえれば、現行表の化けものである。きつめて不合理である。多く議論する価値がない、この暫定表は、で政府みづからきつめて不完全でございまして、不合理でございまして言つておいて、しかし暫定的にはこれが適當でございましては何たることだ。非常な不適當なものが暫定的には適當でございまして、どういふ論議ですか。非常に悪いものでございまして、ちよつとの間はよいものでございまして、ちよつとの間は悪いものでございまして、ちよつとの間は、短い期間に使うのならば悪うございませんとは、どういふ意味だ。毒薬でもあなた、ちよつと使つても毒は毒でしよう。暫定的に使うとしても、よき案をこしらへたらどうです。みづからきつめて不合理な不完全なお粗末なものと言ひながら、暫定的には適當

であると思ひますと、私どもはどういう意味かその言葉の意味がわからぬ。はなはだ頭腦が不明確でございまして、わからぬ。暫定的でございまして、非常に不完全な案でございまして、申しわけがございませんと、言ひながら、説明が、筋が通りますけれども、あげ足とりませぬが、暫定的でございましては適當な案でございまして、いろいろなことは、おそろくこれは世間の小学生が聞いても笑う、おかしげなことを大臣というものは言うのじゃけんうと思つて、ですから、私は今の政府の説明をそのまま承いたしたい。これは非常な不適當な不合理な、実にお粗末な案であるということだけを私は申し上げておきたいと思ふ。

五分ほど、この暫定案に關連いたしまして、一、二私は何つておきたいと思ふのですが、本日の本会議で、竹中委員から保険医の総辞退の質疑がなされた。大局的な御質疑があつたのであります。私はいろいろ政治的な質疑でなしに、手続のことをちよつとこの際伺つておきたいと思ふ、先にならんと、お尋ねする機会がないと思ひますので。保険医総辞退に關する手続のことを承わつておきたいと思ふ。

第一は、保険医の辞退というものは、健康保険法の定むるところによりまして、一カ月前に予告せねばならぬといふことになつておられます。それでこれは一カ月前の予告期間が必ずなければいけません。つまり言ひかえまして、私がお尋ねしておるのは、この予告期間中は、届出する者は法律の規定によりまして一カ月前に予告しなくちゃなりません

が、その保険医の辞退を承認をして、辞退の手続をいたしますものにも一カ月前でなければできませんか、それはどうなりますか。一カ月という期間を置かなければ保険医の辞任という諸般の手続を進めることはどうしてもできませんか。

○政府委員(高田正巳君) 御質問の御趣旨をあるいははき違へたお答えをするかも知れませんが、この一カ月というものはこれは医師に課せられた、辞退の届出をする方に対する義務のような規定の仕方になつております。それで手続がその期間内では行へないかというやうな仰せでございしますが、その意味が十分に私わからぬのでございしますが、今回の辞退届——京都等が出されております辞退届には期日が指定してあるようございまして、五月一日からという指定があるようございまして、従ひましてさやうな場合におきましては、その法律的な効果が発生いたしますのは五月一日ということになるかと思ひます。

○山下義信君 辞任に発効の日付が記入してない場合において、辞退の予告通知を受けた、その届出を受けた方の側も、一カ月をたたなければ、その保険医の辞退の手続はできないかといふことを聞いておるのです。

○政府委員(高田正巳君) 御質問の御趣旨は、期日を指定しないで自分は保険医をやめたいと言つて届てきた、そのうすると、受けた方が、一カ月以内にそれじゃやめて下さいといふことができるかといふ御質問ですか。

○政府委員(高田正巳君) これは法律的に十分研究をしてみまさんと、なか

な法律的にデリケートな問題でございますが、まあ私の考えによりますれば、その届出のやめたいという理由と、それからこちら側のそれを受け取る方の、何と申しますか、結局は被保険者保護ということがまず第一に考えられます。被保険者に迷惑をかけるような態勢がとれるかどうかということにかかってくると思うのでございませぬ。従いましてやめたい方が一日も早くやめたい、それからそれを受け取る方におきまして、もう諸般の態勢が、別に一人や二人やめたのじゃ被保険者に対して大した御迷惑がからなぬということでございますれば、その前にもそれじゃもう一カ月の予告期間は過ぎない間にでも、その法律的な効果の発生するような措置ができるだろうと、私さように考えております。この点につきましては、もう少し法律解釈を正確に詰めてみなければなりませんので、関係の向きと相談をいたしてやりたいと思っております。

○山下義信君 今、重大な状態が目の前に現われておいて、いろいろ法規的な手続関係の御研究御検討が不十分というところではいかぬと思つて、それで、従来保険医の集団的な辞退届の前の有無は知りませんが、個別の保険医の辞退届について法律の規定は、辞退しようとする保険医が一カ月前の予告を義務づけておるけれども、それを聞き届けて手続をする方の側の保険者、すなわち政府側の方の手続については、この一カ月後でなければできないというような規定が私には見当たらない。でありますから、前例を調査して、取扱ひ方の、法規上の取扱ひ方もこれはきょう実は聞きたいの

です。次回という、次回にはもう落んでしまふことですか。きょう実は聞きたいのでありますが、あとで本員に御回答下さればよろしゅうございませぬが、それで予告というの辞退届を出したという、この辞退届を受理したというその確認は、いわゆる地方庁の条例か何かで公告をするのですか、どういふことで辞退届を出して、何月何日それを受理したという手続の形式はどういうことになっておりますか。

○政府委員(高田正巳君) ただいま法律の中にも、それからその他の省令等、下級の命令の中にもこれを公示するといふふうな手続を、要件としてはどこにも書いてございませぬ。従いまして、それは法律上の要件にはなつておらないわけでございます。ただ、今回の東京都等におきましては、被保険者にも関係のあることであるからして、これは広く知らせるという措置が必要なのではないかという知事の考え、都庁の方の考えからさような措置をとるやに聞き及んでおります。

○山下義信君 私は受理したということとを公示するということ、不可欠の要件にしていないということでありませぬが、そうであるかと思つて、しかしこの際、今保険局長の言われたようなことでこれを受理した、辞退届を出しておるということとを公示するといふ手続をとりませぬ、私は諸般の問題がまた付随してくると思つて、これは公示するのしかしないのか、公示しなくてもいいのか、公示させるのか、公示させない方がいいのか、公示することは、当局の方針を一定してもらいたい、私はそう思う、ですからこれも

一つきめて御回答を願ひます。それで、つまり言いかえると、辞退届を出したということを受理したということとを公示する、公示した後に取り消しができるか、辞退届を出した保険医の、辞退届を出したということを知事が公示する、公示した後にあの辞退届はやめられたというのを言うことができるか、辞退届を出したときに、その効果があるか、辞退届を出したことを公示するのですよ、それをやめましたという、本人の、保険医の自由意思によつて、その公示の効力を中断することができるか、公示した場合にどうなるのですか。

○政府委員(高田正巳君) その点は公示に關係があると申しますよりは、問題は二つになると思つて、一つは実體關係でございまして、一べん予告をいたした、たとえば期日を示して予告をした、その前にその予告を取り下げることができかどうかということと、二つは、これにつきましても、相相手方の同意なくして、同意があれば別、同意があればできるものと存じます。しかし同意なくして、権利として一べん出したものをすく、すぐ取り下げるといふことにつきましても、これは及ぶ影響、いろいろそれについて準備をいたしたか、どういふことと、権利の乱用といふふうなことも、権利の乱用といふふうなことも、なるのではないだろうか、こゝういふことが一応私どもの打ち合せの解釈でございませぬ。それから、しかしながら、相手が用意をいたしますれば、その期日前であればそれは差つかえ

ないであろう。しからばさういふふうな場合に、前の公示との關係はどうなるかという問題、

〔委員長退席、理事高野一夫君着席〕

そのときにはまた公示をし直す。これは一度こゝう届出が出たけれども、これはその後取り下げられる、それについて相手方も同意をして、これは辞退にはならないという新しい公示をするといふことになり得るかと思ひます。

○山下義信君 辞退届を出して受理したという公示をする、あるいは公示しなかつたという受理したという意思表示を知らずして、こゝうして後に一カ月が経過した。辞任の期日の指定の有無にかかわらず一カ月が経過した。辞任の指定の期日がきたのはもちろんのこと、指定がしてなくても一カ月の予告期間がきた、経過した。その一カ月の予告期間が経過すると自動的に保険医を辞したことになるか、あるいは一カ月が経過した後にはあらためて知事がその辞任を承認する、したといふ何か意思表示の形式を必要とするのですが、自動的にその保険医は一カ月の予告期間が経過すれば保険医でなくなつてしまふのですか。その点はどうなつておりますか。

○政府委員(高田正巳君) ただいまの法律の規定では、自動的に法律効果を発生するものと……

○山下義信君 辞退承認は知事限りです。法律上は知事でございます。

○山下義信君 運用として、実際的には厚生大臣と相談してやりますか、も

う知事にその場合にはもうまかせませぬか。実際は当面の現実の問題としてはどうするつもりですか。厚生大臣と關係の知事と相談してやるのか、もう知事にさういふいろいろな場合を予想してまかせてしまひますか、どういふか。

○政府委員(高田正巳君) 一般的な取扱ひの方針につきましては、当然厚生大臣が知事に指示をいたします。具体的なケース、ケースに応じて取扱い等につきましても、これは知事の判断に待たなければならぬと存じます。その間厚生省と知事とが相談をしてやるかどうかということにつきましては、その府県々々の事情に応じて、適宜それぞれの実情に即したような措置をとらなければいかぬ。かように考えております。

○山下義信君 私は厚生省が出した通牒のこと等について伺ひたいのですけれども、もう時間がないから省略するかもわかりませんが、その通牒の中で大事なことが指摘してある。また総辞退をやるかとする、あるいはやつていける医師側の言つてゐることと対応して非常に重大な点は、保険医をやめても被保険者の診療はできるんだ、代金は患者さんが請求なされれば金は受け取られるのだ、だからちつとも御迷惑はかけぬといふようなことを言つておられる、厚生省の通牒の中には、さういふことを医師側が言うが、さういふことは軽々しくできぬぞといふことが、あなたの方の通牒で指摘しておられると思つて、そこで私は聞くんです。この健康保険法の第四十四条の後段の場合、すなわち保険医が総辞退しているこの場合に、患者が保険医でな

らぬか、患者が保険医でな

いお医者さんに、保険医を辞退してしまつたところへ行って治療を受けて、その治療費の代金があとで払うてもらえることができるということのこの第四十四条の解釈「保険者が其ノ必要アリト認メタルトキハ」ところある、こういう総辞退をしたような場合、保険者は、保険医でないその医師について診療を求めても、その医療費を支払わなければならぬ場合と認めるか認めないか、厚生省の所見を明確にしてみたいと思ひます。

○政府委員(高田正巳君) 第四十四条の規定は二つのしほりがかかつてゐるわけでございます。保険者ハ療養ノ給付ヲ為スコト困難ナリト認メタルトキ又ハ被保険者ガ緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合ニ於テ」と、こういうしほりが一つと、それからそういうような場合において「保険者ガ其ノ必要アリト認メタルトキ」と、こういうことでございませう。従ひまして、これは野放図に療養費払いをしていくという法律の建前にはなつておりません。今回のこの事態が發生いたしました場合に、これに對していかん措置するかということにつきましては、私もまだ今後一カ月もございませう、ただいま研究をいたしてゐるわけでございます。法律に即した取扱いはもちろんされていかなければならない。しかしながら、同時に、この被保険者の保護ということも十分に考へていかなければならない、これらの当然の要請でございます。ところが、さうな当然の要請をおきまして、今後の實際の事態がいかになるかという実情に即して、この法律の運用をいたしたい、かように考へてゐるわけでありませう。

○山下義信君 私は保険局長のただいまの答弁を了承したい。保険医の総辞退が実現せられるのは一月でしよう。しかし保険医をやめた医者でも、被保険者の診療ができてその代金をもらえるということを言つてゐるのは今です。ですから、それができるかできないかの議論というか、見解を表明することは今日です。實際の保険医が辞退したという事実を發表してきたときの措置は、そのときに実行するでしよう。しかしながら、こういう場合には、こういうことができるという見解の表明は、今日しておかなければならぬことである。それに対してそれができるとかできないとかいうことは、明確にしておかなければならぬ。一月月後でなければ、その見解は表明はできないとはどういふわけですか。もしそういうことができて、被保険者は保険医を辞退したお医者さんのところへ行ってでもみてもらへるんだ、その代金は請求すれば払つてもらへるんだ、ということならば、保険医の総辞退ということとは少しも不安はない、あなた方もばたばたすることは要らない、少しも不安はない、不便はない、ただその請求の手續がいろいろややこしいといふだけのことである。しかしながら、第四十四条はさうな場合を予想して規定したのではない、この「必要アリト認メタルトキ」は万やむを得ざる場合、こういう場合とこの第四十四条の法の精神は、ただいまのような保険医総辞退をいたしたかような場合を言うのではない、こう見るのか、あるいはかような場合も該当するといふのか、この法律の解釈は今日でも一か

月の後でも解釈は解釈であろう、だから現にそのことが主張されておるのでありますから、第四十四条のこの規定によれば、保険医が辞退した後でも患者さんはみることもできて、そうしてしかも患者さんにも御迷惑はかからぬ、その医療費は請求すれば政府からもらへるんだから、保険者から払つてもらへるんだ、ということが主張されておるが、そういう通りであるか、そういうことができるかできないか、ということ、当局としてこれは見解を表明してもらわなければならぬ。

○政府委員(高田正巳君) 私が先ほど申し上げましたように、法律にはしほりがかかつておるもので、野放図に、これはちよつと考へられませぬ。いろいろ、たとへば僻地の地等におきまして、お医者様が一時しかなかつた、そういうふうな場合に、それが保険医を辞退されたといふふうな場合にはこの規定が動く、私は極端な例をあげれば動くと思ひます。ところがさうでないような場合に、いくらでも他に保険診療をやつておる医療機関がそこらにいくらでもあるといふふうな場合に、わざわざ辞退をしたお医者様におかかるといふふうな場合に、この規定は運用されぬといふふうなことに、具体的には法律解釈を進めて参りますと、さうなことになるわけでありませう。従ひまして、今一月先といふことを申しましたが、私も一月先にはその詳細なことを、事が起つてからはつきりいたさうといふわけではございませぬので、ただいまいろいろと研究をいたしておる最中でございます。ただかりに、私はその点は

よく新聞等で見つておるだけでございませぬ、政府がさうな文書なり申し入れたことを受けたことはいわゆるございませぬ、野放図に何でもかんでも療養費払いでいけるんだといふことではありません、それはさうではないといふことだけは法律解釈として当然お答えできるかと思ひます。

○山下義信君 もう一つだけ聞きますが、厚生省からこのたび保険医総辞退に關して都道府県に、知事もしくは健康保険課長名によつて民生部長あてに出しておるこれらの通牒です、これは私は疑義があると思ひますが、疑義といふのは、いささか政治的な色彩が濃厚であると思ひますが、いかがでしようか。保険医の総辞退のこの事情を、現在国会において審議中の法案改正に關して反対理由としておると思ふ、それに対して、かくのごとき対策を立てよ云々といふがごときは、私はこれは政治的な言動である、少くともその政治的色彩が濃厚であると思ひます。○政府委員(高田正巳君) これは出した通牒につきましては、私もさうな意図は全然持っておりませぬので、現実には京都でさういふことがすで行われたといふことを聞きまして、それがしかも他の府県にも波及しやうであるといふこの情報がございませぬ、さらに府県によりましては、さういふふうな場合には県としていかなる態度をとつたらいいの、厚生省の考へはどうかであるかといふふうなことが電話等で照会が参りました。さうな事象に即しまして、行政庁として当然なすべき措置をなしたつもりで私どもはおるわけでありませぬ。ただいまの御

趣旨の通りに、政治的な意図を持ってこの措置をいたした次第ではございませぬ。

○山下義信君 あなたの方ではさういふ措置をしたつもりではなくてもですね、文言が、これはすでに法律になつたものを行政庁がその法律の趣旨を徹底せしめられたり、その法律の上の誤解を解くといふことはよろしいのでございませぬ、今現に国会において審議中の法案といふものはまだ法律としては成立してゐない。国会が論議しておるものは政治問題、いわんや健康保険は言うまでもなくその規模、その質等におきまして重大な政治問題、その改正案を、国会審議中の改正案に對して医師側が誤解であるか、正解であるかといふことは、これは行政庁がかれこれ医師側のその改正案に對する態度を誤解であるか何であるかといふこととの表現を用ひ、あるいは改正案の趣旨の周知徹底を期するとは何事です。行政庁は、厚生省は、この改正案に對しての国会通過の運動をなさるのでございませぬ。全国の都道府県民生部長を指揮して、この改正案の周知徹底を期することを各都道府県知事に行政庁が通牒を出されることは、これはどういふわけですか。私はこれはりっぱな政治的な行動であると思ふ。行政庁は、法律の執行をするのが行政庁である。国会で審議中の法案について、その趣旨が入れられるがごとき文章、言動を發する、通牒を發するとはこれはどういふ趣旨ですか。これが政治的な言動でなくして何です。私はこれは、公務員として、国家公務員の政治活動の制限がしてある。こういうことをして、国会の

趣旨の通りに、政治的な意図を持ってこの措置をいたした次第ではございませぬ。

審議中にその法案に対して医師が反対をする、その反対をするのは誤解であるから改正案の趣旨の徹底するように行動しろということを行政府が指揮命令をするという事は、私はこれははなはだ穏当でないと思う。それであるから疑義がある。かようなものを、成立した法律についての執行、執行上についての誤解の一端、周知徹底は、これは当然行政府の責任においてやらなければならぬ義務である。ところが、国会で審議中の法案についてその反対者、反対も賛成も随意であり、未決定なものについて、行政府が、政府が相手方の行動を誤解であるとか何とかであるとか言い、その趣旨について周知徹底するようにというがごとき指揮命令を下すことは、私は行政府としては妥当な事ではないかと言っています。厚生大臣の御見解はどうなんですか。

○国務大臣(小林英三君) この厚生事務次官からいたしました各都道府県に通牒を發しましたのは、たゞいま保険局長からも答弁がありましたように、できるだけ耐留をしていただいて、そしてこの総辞退等の点で、こういう場合には耐留をしていただきたいということの通牒を出したのであります。今山下委員のおっしゃるような、周知徹底方という事は、事務次官の通牒にはないつもりでございます。

運動について批判を下してある。健康保険課長の通知の中に、周知徹底のことも言っている。事務次官の通牒の字句の中には、この保険医の総辞退、この健康保険法改正案に対する反対行動について峻烈なる批判が下されている。かくのごときことが政府、行政府として許されることならば、私はこれは行政府、立法の区別を乱るのみならず、国家公務員法が規定してある政治活動の制限に私は抵触するとの見解を持つのであって、十分のことについては、私は当局に見解をただしたいと思っております。委員会でも十分資料も取り寄せて、今この通牒が今日で消えるわけではないのでありますから、証拠は後日に残っているのではありません。私は検討いたしたいと思っております。

○山下義信君 私はこれはさらに資料等を当委員会に御配付なすって、後日十分検討をしていただきたい。事務次官の通牒にはまだひどいことが書いてある。この保険医のこのたびの総辞退

いますので、一応の調査によりますると千九十七人。
○山下義信君 それはどこですか。
○政府委員(高田正巳君) 京都でござります。私の記憶によりますれば、お医者様の総数は千九百何十人ぐらいたったと思っております。そのうちで保険医になっておられる方々には千四百何十人、そのうちの千九十七人、それから提出されておられない方が、(あとで追加されたものがありますよ)と呼ぶ者あり)これは時々刻々様子が違いますので、あるいは数字に若干の食い違いがあるかもしれません。私も今承知いたしておりました。未提出の者が六百九十六人。そうしますと、保険医の総数につきましては、私が今申し上げました千四百幾らというのは、これは不正確でござりました。提出数が千九十七、未提出が六百九十六、なお提出された中に、これは何分の間違いだと思っておりますが、七人ほど保険医でない方も入っております。ということでございます。それから二人以上保険医がおられて、その中の一人が提出されているような医療機関が約九十九か所ばかりある。それから全然未提出の行政区画といたしましては、一市五郡が全然未提出である。一部提出されたものが一市一郡四区というふうな報告が参っております。

○政府委員(高田正巳君) 京都でござります。それから大阪につきましましては、先ほど申し上げましたように、二十四日に提出されたものは三千三百二十八名、保険医数は五千二十八名、未提出が二千三百、このほかにいわゆる

公的医療機関につきましては、保険医という制度をとっておられないのがありますので、それで保険医療機関の約四割七分ぐらいたったことは、正式に受理いたしました。ちょうど知事が不在でございまして、副知事から極力御再考をお願いしたのが聞き入れられなかったもので、やむなく受理をいたしました。こういう報告が参っております。それから、二十四日は土曜日でございまして、昨日月曜日に知事がもう一度医師会の幹部の方に面会をいたしました。そうして何とか一つかようなことのないようにということで、お話し合いを相当長くいたしました。お話し合いが、そういうわけには参らぬというところで、それは受理をいたしました。聞いておきます。昨日でございまして、その数は六千六百五十七人、保険医の総数は約一万一千二百人でございます。東京は数が多過ぎますので、詳細なことはまだわかっておりません。大体私が今承知をいたしておりますのはこの程度でございまして、いろいろ提出されましたものを整理をいたしました。もしました場合には、あるいは若干の数の食い違いが出てくる、あるいはその後で何か提出をされるようなものがあるというふうなことで、整理をいたしてみました場合に、数が変わってくるかもしれません。

○山下義信君 今のところでは、まだこれ以上の、他地方その他からの情報

は入っておりませんか。大体において保険医総辞退ということが行われるというのには、大体この程度の地域にとどまる見込みですか、もっと非常に拡大されるような情勢にありますか。
○政府委員(高田正巳君) これは私どもとしても予測がつかないわけでございますが、この程度でとまってしまうという事はないのではないかと。しかしすでに総辞退というふうなことはしないという声明を出されたところもあるやに聞きますので、全国的に全部が全部波及するとも考えられないような情報でございます。どの程度に波及をいたしまするか、いましばらくの推移を見まさんと、たゞいまのところでは申し上げられません。

○山下義信君 私はこの問題に對しまして、この程度にとどめておきます。
○榊原孝君 たゞいま、保険医総辞退に對する当局の法的御解釈等を承わっております。私多少疑問に思っております。点も少くないのであります。たとえば辞退届を出してそれを受理されれば、すぐその場から発効するように私は思っているわけでありまして、また法的解釈もわかりませんが、また次官通牒はどんな次官通牒が出たかということも資料がございませぬので、次回まで厚生省がお出しになりました通牒、それから厚生省の御見解というものを承わらしていただきたいと思っております。
○理事(高木一夫君) 厚生省の方は、次回にその資料を御提出願います。
○山本経勝君 一点だけ伺いをしておきたいのですが、新医療費体系の審議を始めたのは一月の二十日からだっ

たと記憶しております。それから今日まで非常に長い期間、本委員会が審査を進めてきたのですが、先ほど榊原委員の御質問に対して局長の方からお答えがあったことを、記憶の間違ひでありましたなれば訂正をいたしますが、この答申に基づいて告示をした、その四項目については既成事実を作るものではない、しかも今後の審査に当って、当初政府が提示をして参りました新医療費体系並びに関連を持った保険法の改正等を含めて審査を続けてきた、そういういきさつからこの新医療費体系の政府の原案にこだわるものではない、これは原案を修正するとか、原案を通すとか、あるいは通さない、こういうふうなものではなくて、広い常識を基礎にして、今後完全なものを作ることが前提であると、かようにおっしゃったように記憶をいたしております。そうしますと、ここで大きな矛盾を感じるわけであり、先ほど申し上げましたように、経過から申しまして慎重に審査を続けて、しかもこれはとうてい国会として認めがたい。しかも医療をなさる業者も反対である。あるいはこれを受ける側の国民世論も反対である。こういうところで国会の審議は確かに行き詰まった状態であると思う。そうしますと、今度は政府は、中央社会保険医療協議会の答申をもとにして、そうして実際は告示によってすでに実施に移されるこの暫定的な措置、こういうことになつてきますと、先ほどの山下委員からの御質問とも関連をするかと思ひますが、政府の考え通りにやるためには、国会の審議が行き詰まり、あるいは世論の反響にさらされて、どう

も思うように実施ができないとなれば、この協議会あるいは審議会あるいは調査会、こういったものを政府の機関として作っておられますが、こうしたものの答申をもとにしてどんな実行為をなさつていく、こういう考え方のように受け取れてどうもならぬわけです。そこでこの点を明白に大臣の方から御説明を願ひたいと思ひます。

それからいまだ一点は、局長のお話のように、原案にこだわることなく、新しい角度で良識を集めて検討して結論を得たいのだということであり、なれば、このことが今、答申に基く告示によつて暫定的に強行されなければならぬという理由が第二点にうなずけない。ですから、以上の二点について今後の審査のために必要かと考えますので、御説明をいたしたいと思ひます。

○国務大臣(小林英三君) 今の新医療費体系、これは御指摘になりましたように、昨年の十二月の下旬に、厚生省の案を発表いたしましたので、医療協議会に諮問をいたしましたのであります。医療協議会におかれましては、前後十二回にわたりました、この問題に対していろいろ御審議を願つたのであります。しかし、四月の一日の先ほど申し上げました医療分業にはとうていこれが間に合わないだろう、こう思ひまして、私も当委員会におきまして新しい医療費の体系につきましては二十日ごろ、少くとも十日ごろ、三月の十日ごろ、二十日ぐらいの猶予期間がほしいと思ひますから、十日ごろぐらいまでは何とか一つこれを決定いたしました出したい、こう思つておつたのであります。が、われわれがいろいろ検討してみますと、医療協議会におきまして

審議はいろいろ熱心にやっていたのでありますけれども、とうていそういうような時間的に間に合わないだろう、こういうふうな考えをいたしましたので、三月八日かと思ひますが、私みずから医療協議会へ参りまして、皆さん方にもお目にかかりまして、公開の席上におきまして、現在の厚生省のお願ひをいたしております新しい医療費の体系の案については間に合わないと思ふから、そこで暫定的の案について御答申を願ひたい。こういうことを申し上げたのであります。その際にも、いろいろ現在のそれまでに出しておりました厚生省の新しい医療費の体系について、今後どうするかという質問が、今後は、暫定案の御答申を願ひたい、それができたら、引き続き根本的な新しい医療費の体系について御答申を願ひたいということを申し上げたのであります。それに対して、今、山本委員の御質問にありましたように、いろいろ御質問も委員からあつたのであります。もちろん厚生省といたしましては、先に申し上げました新しい医療費の体系、点数表については、これを撤回する意思はない。やはりこれは一つの案として、厚生省がいいと思つて出しておる案でございますから、この案に基いて御審議を願ひたい。もちろん先ほど保険局長が申し上げておられますように、医療協議会において御審議を願うのでありますから、そのでき上りました案そのものが、厚生省の案とは異なつた別なものが出て参りまして、これは医療協議会そのものの答申でございますか

ら、厚生省といたしましては、それに基づいて決定をいたしたいということをお私からも申し上げたのであります。そういうふうないきさつでございます。できるだけ早く基本的な新しい医療費体系ができれば、努力をいたしたいと思つておる次第であります。

○山本経勝君 局長からもお答え願ひたいのですが、その前に、今の大臣の答申に対して、ちょっと明らかにしておきたいのは、国会で厚生行政の中で非常に重要な社会保障制度の、しかも中核であるこの医療制度の改革に対して審査がなされている、それが行き詰つて、世論とそれから院内の審議とがともに政府が考えておるようになっていかぬ。そうなりますと、それをいろいろ諮問機関として作られておられます、ここではまず中央社会保険医療協議会、こういったものに諮問することによつて、答申を得て、その答申を執行に移していくならば、極端に言うならば、国会の審査は必要でないという極論もできるかと思ふ。そこら辺が私どももふに落ちないのであります。で御質問申し上げました趣旨と、今お話のありましたのは、引き続きの経過ではなくて、大臣のお考えになつておられます国会に臨む態度としての、執行部のお考え方を伺つて、その点を重ねて御説明願ひたい。

○国務大臣(小林英三君) 新しい医療費の体系、今後、根本的な問題につきましては、これは法律にうたつております中央社会保険医療協議会にたたいま諮問をいたしておるのでございますから、その答申が得られました場合に

は、それを十分検討して決定をいたしたいのであります。もちろん私がたびたびこの委員会においても申し上げておりますように、何分にも新しい医療費の体系というものは画期的な問題でございますから、その間、国会の御意見等につきまして、十分尊重してこれにも耳を傾けつて進めたいと思つております。

○山本経勝君 先ほどからしばしば言われたように、この暫定措置も不完全なものだということにつきましては、きつめて適切な山下委員の御質問がありましたので、重ねて申し上げることはおかしきようであります。その置いた不完全なものであり、かつ暫定措置としてこれを、しかも六月までわずかな期間でも実施しなければならぬというほど、私は無理な強行をなさらないか。そのことが先ほどお話がありました、たとえ京都における千名、あるいは大阪における三千三百二十八名、東京における六千六百五十七名、こういった多数の保険医の皆さんが、保険医であることを辞退されるという事態が、国民に及ぼす影響はまことに大きいと思ふ。こういうようなことが強行されること自体が、結果的に今の紛争を呼び起している。

そこで第二点に私伺つておきたいのは、そういう状態の中で新聞紙上等で診察を辞退する、あるいは保険医たることを辞退するといふのであれば、国立病院、あるいは都道府県立の病院、あるいは赤十字病院、こういったものを動員して、患者には、あるいは国民には迷惑をかけないだろうということ

は、そういう状態の中で新聞紙上等で診察を辞退する、あるいは保険医たることを辞退するといふのであれば、国立病院、あるいは都道府県立の病院、あるいは赤十字病院、こういったものを動員して、患者には、あるいは国民には迷惑をかけないだろうということ

○理事(高野一夫君) それから、報告書には御賛成者の署名をお願いすることになっておりますから、本案を可とせられた各委員の御署名を順次お願いいたします。

多数意見者署名

山本 經勝 竹中 勝男
深川タマエ 寺本 廣作
田村 文吉 榑原 亨
長谷部ひろ 草葉 隆圓
山下 義信 加藤 武徳
藤原 道子

○理事(高野一夫君) 御署名漏れはなものと認めます。

○理事(高野一夫君) 次にお諮りいたしますが、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案、この審議のために、参考人の意見を聴取することといたしまして、その期日は三月二十九日、明後日であります。午前十時、参考人の人選その他手続等は委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(高野一夫君) 御異議ないものと認めて、さように決定をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、台湾出身戦没者の遺骨送還等に関する請願(第九一五号)

一、療術既得権存続に関する請願(第九一六号)(第九二二号)(第九三五号)(第九五二号)(第九六一号)(第九七〇号)(第九七一七号)

(第九七二号)(第九七六号)(第九八三号)

一、健康保険法改正反対に関する請願(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二二号)(第九二四号)(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九七四号)(第九七五号)(第九八九号)

一、日本赤十字社法改正に関する請願(第九二〇号)

一、国立療養所等の賄費増額に関する請願(第九二二号)

一、新医療費体系案修正に関する請願(第九二五号)

一、国立病院等の看護婦定員確保に関する請願(第九五三号)

一、北部ヴィエトナム地区引揚者等の援護に関する請願(第九五四号)

一、精神薄弱者救護施設設置に関する請願(第九五五号)

一、台湾出身戦没者の遺骨送還等に関する請願(第九五八号)

一、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第五条改正に関する請願(第九七三号)

第九一五号 昭和三十一年三月十二日受理

台湾出身戦没者の遺骨送還等に関する請願

請願者 東京都中野区新井町五
六六台湾出身戦没者同
志会内 陳清川
紹介議員 重盛 壽治君

過去数回にわたって台湾出身戦没者の遺骨が、極秘のうちに日本政府から国民政府に渡されていることは遺憾な処置であるから、(一)遺骨が確実に遺族の手に渡るよう国会において決議すること、(二)遺族には弔慰金と葬祭料を支給すること、(三)従来及び今回の三百六柱(戦犯刑死者十三柱を含む)の遺骨送還に関して日本政府の外交交渉経過を公表すること、(四)従来及び今回の戦没者(台湾出身者)の名簿を公表すること、等の処置を講ぜられたいとの請願。

第九一六号 昭和三十一年三月十二日受理

療術既得権存続に関する請願

請願者 福岡市西職人町五 芹野伊勢吉

紹介議員 山本 經勝君

昭和三十年法律第六十一号により療術は、昭和三十三年限り禁止されることになつてゐるが、これは療術の社会的存続価値を無視して理由なくその既得権を奪おうとするものであるから、第二十二特別国会における附帯決議を實現して手技、電気、光線、湿熱、刺げき療術が、それぞれ従来の名称により業務のできるようすみやかに立法措置を講ぜられたいとの請願。

第九一七号 昭和三十一年三月十二日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町
一ノ三全日本自治団
体労働組合内 占部秀
男外九千五百二十五名

紹介議員 重盛 壽治君

第九一九号 昭和三十一年三月十二日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 神奈川県山元町
立療養所内 阿部かね
外六百七十三名

今回政府が行わんとしている健康保険法の改正並びに新医療費体系は、わが国の社会保障制度を根本からくつがえし又相互扶助機関として育成されてきた国民の医療制度を破壊するものであるから、このような改正案は取り下げられて国庫負担による健康保険財政の確立を図られたいとの請願。

第九一八号 昭和三十一年三月十二日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 宮城県亘理郡山元町
立療養所内 阿部かね
外六百七十三名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九一九号 昭和三十一年三月十二日受理

健康保険法改正反対に関する請願(三通)

請願者 神奈川県川崎市堀川町
七二東芝堀川町労働組
合内 竹花勇吉外六千
百二名

紹介議員 栗山 良夫君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九二〇号 昭和三十一年三月十二日受理

日本赤十字社法改正に関する請願

をなしていない。例えば、赤十字社法第一条には、日本赤十字社の目的が明示され、同法第二条には、日本赤十字社の国際性が明規されている。それであるのに同法第三十五条には、「日本赤十字社は、社会事業福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の規定する第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業を営むものとする」と規定してあつて、広く国内的な社会事業を営むことを日本赤十字社に命じている。それは上述同法第一条に明規してあるところの日本赤十字社の目的以外の国内的な事業を日本赤十字社に行わしめることであつて、第一条と第三十五条とは全然矛盾した規定であることを現示している。このように矛盾不合法な日本赤十字社法は憲法として有効に存在せしむべきものではないから、同法の全面的改正を實現せられたいとの請願。

第九二二号 昭和三十一年三月十二日受理

国立療養所等の賄費増額に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町
上清戸国立療養所清瀬
病院内 松谷勇次郎

紹介議員 深川タマエ君

結核は消耗性の病気で、安静と共に、普通以上の高い栄養を必要とする。現在は、医学的にも証明されているが、現在の国立療養所の賄費(純材料費、主食も含む)が、一日当り九十六円十銭であるため、純良バター、牛乳、卵、くだもの等栄養価の高い物が支給されず、患者の回復を遅らせている実情であるから、国立療養所、病院に入院している結核患者が栄養価の高い給食が

支給され、かつ、患者自身が副食の補食をしないうで療食ができるよう、国立療養所等の賄費の増額を図りたいとの請願。

第九二二号 昭和三十一年三月十二日受理

療術既得権存続に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区阪南町中二ノ二七 山本円吉

紹介議員 大屋 晋三君

この請願の趣旨は、第九一六号と同じである。

第九二三号 昭和三十一年三月十二日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 京都市下京区新町六条上ル京都市下京区社会福祉協議会内 中川喜久外一名

紹介議員 小西 英雄君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九二四号 昭和三十一年三月十二日受理

健康保険法改正反対に関する請願（六通）

請願者 東京都千代田区三崎町二ノ四日本炭鉱労働組合内 阿部竹松外五千六百八十五名

紹介議員 北 勝太郎君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九三五号 昭和三十一年三月十三日受理

療術既得権存続に関する請願

請願者 宮城県仙台市河原町三六乳泉堂内宮城県療術組合内 三浦長左衛門

紹介議員 高橋進太郎君 三浦 義男君

この請願の趣旨は、第九一六号と同じである。

第九三六号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県田川郡川崎町大峰二坑東新町一八 岡田高石外二千二百七十九名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九三七号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡宇美町勝田日の丸 渡部重吉外百四名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九三八号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 京都市東山区山科安朱南屋敷町東洋レィオン山科労働組合内 山田芳雄外九名

紹介議員 竹中 勝男君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

である。

第九三九号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡中間町大字中間六一 大正鉱業労働組合内 善明三七男外百十六名

紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九四〇号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県田川郡添田町新田 内山浜市外二百五十四名

紹介議員 河合 義一君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九四一号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県田川郡桃山町五丁目 大前初外三千六百七十三名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九四二号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡小竹町古河目尾新町一 林茂樹外千四百三十四名

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九四三号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県飯塚市鉢田一坑西区 石田シゲ外八百二名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九四四号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡鞍手町中山七ノ一 山本民行外二千七百九十六名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九四五号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡古賀町清光園内 田中量代外二百七十五名

紹介議員 平林 剛君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九四六号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡桂川町平山坑槍町一〇ノ一 弘

中笹一外二千五百五十八名

紹介議員 山本 経勝君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九四七号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡世知原町本坑 岩永松栄外七百八十九名

紹介議員 山下 義信君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九四八号 昭和三十一年三月十三日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県田川市西区下弓削田 長谷川敏則外二千五百名

紹介議員 小林 孝平君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九四九号 昭和三十一年三月十四日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡穂波村島田静雄外三千五百十名

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九五〇号 昭和三十一年三月十四日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 宮城県亘理郡山元町国
立宮城療養所内 小泉
尚一

紹介議員 藤原 道子君 山下
義信君 重盛 壽治
君 吉田 法晴君 相
馬 助治君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じ
である。

第九五一号 昭和三十一年三月十四
日受理

新医療費体系修正に関する請願
請願者 熊本県議会議長 瀬口
童之介

紹介議員 内村 清次君
今回厚生省が発表した新医療費体系
は、わが国の医業経営の実際と医療の
本質とを全く無視しているから、新医
療費体系の合理的改訂を図らねば
との請願。

第九五二号 昭和三十一年三月十四
日受理

療術既得権存続に関する請願
請願者 東京都新宿区下落合二
ノ五七〇 幡野義甚

紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第九一六号と同じ
である。

第九五三号 昭和三十一年三月十四
日受理

国立病院等の看護婦定員確保に関する
請願(三通)

請願者 新潟県高田市南本町三
丁目 博田とし外四百
三十六名

紹介議員 藤原 道子君

医療法および厚生省の基準によれば、
病院には患者四名に対して看護婦一
人、療養所には患者六名に対して看護
婦一人の割合になつてゐるが、医療看
護の近代化と進歩の中ではこのような
基準では到底患者の要求にこたえてい
くことはむずかしく、いたずらに看護
婦に過重な負担を強いている現状であ
るから、国立病院、療養所の看護婦定
員を増加して、せめて病休、週休、産
休、生休のゆるされる最小限度の定員
を確保せられたいとの請願。

第九五四号 昭和三十一年三月十四
日受理

北部ヴィエトナム地区引揚者等の援護
に関する請願
請願者 東京都千代田区神田神
保町三ノ一七日本ヴィ
エトナム友好協会内
坂本徳松外一名

紹介議員 山下 義信君
北部ヴィエトナム地区から昭和二十九
年十一月三十日東舞鶴に引き揚げた元
軍人、軍属および一般邦人等は、日本
敗戦当時ヴィエトナム地区の混乱せる
状況下において、軍の命令や商用等の
任務遂行中、進駐した中国々民軍等
に逮捕されたり、山中に逃避したりし
たため、該地区に残留を余儀なくされ
て十数年を経ようやく無一物にて帰
国したものである。それに与えられた
ものは現地解除の垢辱の処理であり、
なんらの援護措置も採られないことは
他の地域からの帰国者とくらべ不平等
な取り扱ひであるから、これら引き揚
げ者に対しては、中国、北朝鮮、
台湾、千島等からの帰国者やその留守
家族に対すると同等に既行の法的援護

措置を適用せられたいとの請願。

第九五五号 昭和三十一年三月十四
日受理

精神薄弱者救護施設設置に関する請願
請願者 東京都南多摩郡七生村
程久保東京都立七生児
童学園保護者会内 幾
野信男外十名

紹介議員 藤原 道子君
今回厚生省では、精神薄弱児(十八才
未満)を持つ親の切なる訴えに応じて
精神障害者(十八才以上の精神薄弱者)
の緊急救護施設として三千万円の新
規予算を計上される由であるが、元來
わが国の精神薄弱者に対する施設は非
常に遅れており精神薄弱者にとりまく
悲劇は家庭的にも社会的にもますます
深刻化している現状である。このよう
な情勢の中で最も憂うべきことは年令
満期となつて収容所から各家庭に復帰
して行く精神薄弱者の処置であつて家
族としては当人を座敷敷るうに入れる他は
なく当該者の頭痛の種となつてゐるか
ら、この度の精神障害者緊急救護施設費
編成を機として社会復帰できない者のた
めに保護者のある精神薄弱者に対して
も救護施設を設置せられたいとの請願

第九五八号 昭和三十一年三月十四
日受理

台湾出身戦没者の遺骨送還等に関する
請願
請願者 東京都杉並区和泉町四
二七 小見山登

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第九一五号と同じ
である。

第九六一号 昭和三十一年三月十四
日受理

療術既得権存続に関する請願
請願者 岐阜市徹明通り五丁目
岐阜県連合治療師会本
部内 幅貞吉

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第九一六号と同じ
である。

第九六九号 昭和三十一年三月十六
日受理

療術既得権存続に関する請願
請願者 山口市大附町一山口市
療術組合内 藤井達勝

紹介議員 重宗 雄三君
この請願の趣旨は、第九一六号と同じ
である。

第九七〇号 昭和三十一年三月十六
日受理

療術既得権存続に関する請願
請願者 静岡県三島市六反田四
ノ七 柴原研一郎

紹介議員 長島 銀藏君
この請願の趣旨は、第九一六号と同じ
である。

第九七一号 昭和三十一年三月十六
日受理

療術既得権存続に関する請願
請願者 岩手県稗貫郡石鳥谷町
好地 晴山福次郎

紹介議員 大矢半次郎君
この請願の趣旨は、第九一六号と同じ
である。

第九七二号 昭和三十一年三月十六
日受理

療術既得権存続に関する請願
請願者 高知市南新町二二二
岡村啓

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第九一六号と同じ
である。

第九七三号 昭和三十一年三月十六
日受理

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道
整復師法第五条改正に関する請願
請願者 香川県高松市五番丁
香川県柔道整復術会
内 日置寛外一名

紹介議員 平井 太郎君
柔道整復師の施術範囲は皮膚に損傷の
ない骨折、脱臼、打撲及びびんごの四
種であるが、厚生省保険局において
は、あん摩師、はり師、きゆう師及び
柔道整復師法第五条の規定を厳密に解
釈して二日目か三日目には応急の意味
が喪失する故医師の同意書を添付する
よう要求されるため、患者は激痛にた
えながら奔走、医師に哀願しても医師
の同意を得られず仕方なく医師の診断
を受けている現状であり、患者は保険
料を毎月徴収されているのに自己の信
ずる整復師の治療を受けられたいと悔
み、簡易に整復師の治療を受けられ
るようすべきであるというのが中
産、勤労階級の与論であるから、同法
第五条の但書の応急を削つ、柔道整
復師が単純なる骨折及び脱臼の手当を
する場合はこの限りでない改正せら
れたいとの請願。

第九七四号 昭和三十一年三月十六
日受理

健康保険法改正反対に関する請願

第九七四号 昭和三十一年三月十六
日受理

健康保険法改正反対に関する請願

健康保険法改正反対に関する請願

健康保険法改正反対に関する請願

健康保険法改正反対に関する請願

健康保険法改正反対に関する請願

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市下平間

一七七 梶ヶ谷清作外
千六百九十名

紹介議員 三木 治朗君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九七五号 昭和三十一年三月十六日受理

健康保険法改正反対に関する請願（四通）

請願者 東京都立川市曙町国立
立川病院内 佐藤乙一
外千七百三十二名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九七六号 昭和三十一年三月十六日受理

療術既得権存続に関する請願

請願者 長崎県練早市仲沖町六
四五 松尾幸治

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第九一六号と同じである。

第九八三号 昭和三十一年三月十七日受理

療術既得権存続に関する請願

請願者 千葉県東葛飾郡鎌ヶ谷
村道野辺九三八 丸山
良夫

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第九一六号と同じである。

第九八九号 昭和三十一年三月十七日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 栃木県今市市今市二二
七 須藤文夫外五千二
百三十七名

紹介議員 相馬 助治君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法の一部を改正する法律案

国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 市町村若ハ特別区又ハ之等ノ組合（以下市町村ト称ス）ハ国民健康保険ヲ行フベシ但シ当該市町村ノ区域内ニ於テ第二条ノ二ノ規定ニ依リ国民健康保険ヲ行フ国民健康保険組合又ハ社団法人ノ地区内ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二条ノ二第一項を次のように改める。

昭和三十五年三月三十一日ノ経過ノ際現ニ国民健康保険ヲ行フ国民健康保険組合（以下組合ト称ス）又ハ営利ヲ目的トセザル社団法人ハ引続き国民健康保険ヲ行フコトヲ得

第二条ノ二第二項及び第八条ノ十五第三項を削る。

第四十七条第一項第一号を次のように改める。

一 保険給付ニ要スル費用

第四十七条第二項中「療養ノ給付及療養費ノ支給」を「保険給付」に、「十分ノ二」を「十分ノ三」に改める。

第五十四条第三項を削る。

附則

（施行期日）

1 この法律中第四十七条の改正規定及び附則第三項の規定は、昭和三十一年四月一日から、その他の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（町村合併促進法の一部改正）

2 町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

（地方財政法の一部改正）

3 地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十條第八号の二中「療養の給付及び療養費の支給」を「保険給付」に、「並びに」を「及び」に改める。